

【資料1】

令和6年1月30日

厚生文教常任委員協議会

# 川西市における就学前教育保育の 拠点施設のあり方について

(素案)

川西市・川西市教育委員会

令和6年1月

## 1. 策定の趣旨

平成27年4月、国において「子ども・子育て支援新制度」が創設され、乳幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上が進められてきました。

本市においても、市立幼稚園と市立保育所を一体化した幼保連携型認定こども園の整備を進め、4つのこども園を開設し、市立幼稚園と市立保育所が長年培ってきた経験とノウハウに基づく、質の高い幼児教育保育を提供できる環境を整えてきました。

乳幼児期における教育保育は「子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」（幼保連携型認定こども園教育・保育要領）であり、この重要な役割を市内のすべての就学前教育保育施設がしっかりと果たすことができるよう、市全体として、就学前教育保育の質の向上を図る必要があります。

本市では、「川西市子ども・若者未来計画」に基づき、「就学前教育保育に関する質の向上などに関する地域の拠点」の具体化に向けた取り組みを進めるため、令和5年6月に、子ども・若者未来会議に「川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方検討部会」を設置しました。同部会において、幼児教育保育に携わる専門家など様々な立場から、拠点施設としての機能や役割、具体的な取り組みなどについて慎重に審議を重ねていただき、令和5年12月に子ども・若者未来会議から提言書をいただきました。

この「川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方について」は、同提言書を踏まえ、本市における就学前教育保育の質の向上を進めるために、市立認定こども園が拠点施設として担う機能や取り組み内容、体制などを示すとともに、拠点施設として位置づけられない認定こども園のあり方などについて示すものです。

なお、このあり方に記載している内容については令和7年度からを計画期間とする「第2期子ども・若者未来計画」に反映していくこととします。

## 2. 拠点施設が担うべき機能

拠点施設が担うべき機能は、次の3つの機能を基本とします。

### (1) コーディネート機能

拠点施設が中心となり、担当する地域の園所や小学校、関係団体との連携・調整を推進する。  
(園所間での研修実施、園所と小学校との連携や接続など)

### (2) シェアリング機能

市や市教育委員会がめざす教育保育方針や国・県から示される方針などについて、速やかに周知徹底及び浸透を図り、市の施設全体が教育保育について共通認識を持ち、ベクトルを合わせた取り組みができるよう導く。

### (3) セーフティネット機能

障がいを持つ子どもをはじめ支援が必要な子どもについて、希望する園所での受け入れや教育保育の質の向上を図るため、先導的な役割を果たす。

(経済的に困窮している世帯の子どもや外国にルーツをもつ子どもなども含む)

シェアリング機能については、子どもの人権、安全管理や不適切保育の防止など、市のすべての施設が共通認識しなければならない部分について、求められる教育保育の水準を示し、羅針盤的な役割を果たしていきます。すべての施設が、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの最善の利益を考え、子どもと保護者、家庭を支えていくために、拠点施設が中心となり、取り組みを進めていきます。

また、シェアリング機能は、教育保育の質の向上の基盤となるところであり、その重要性に鑑み、拠点施設の取り組みの中心に据えて進めていくとともに、私立園所の特色ある教育保育や独自性などにも配慮していきます。

セーフティネット機能については、障がい児など支援が必要な子どもへの教育保育の質の向上を図るために、市立園所がこれまで培ってきた経験やノウハウを私立園所と共有するなど、連携をさらに強化する必要があり、市立園所が先導的な役割を果たしていきます。

子どもを中心に、保護者・家庭と園所が相互に理解を深めることが、子どもの成長にとって望ましいことから、保護者などに寄り添い、子育て支援の充実に向けた地域環境を整備することも、拠点施設の重要な役割の一つです。すべての施設が、保護者と一緒に子どもの立場に立った教育保育を考え、保護者と信頼関係を深めていけるよう、拠点施設の取り組みを検討します。

これら拠点施設が担うべき3つの機能は切り離すことが出来ないものであり、相互に関連させながら取り組むことで一層の効果を発揮できるよう検討を進めます。

### 3. 拠点施設として位置づける施設

川西市子ども・若者未来計画にて、「市立認定こども園を就学前教育保育に関する質の向上などに関する地域の拠点となる施設とするよう本計画期間中に検討する」としており、また、市立就学前教育保育施設の果たすべき役割について次のとおり記載しています。

#### 「市立就学前教育保育施設の果たすべき役割」

※川西市子ども・若者未来計画（P.98）

##### ① 教育的役割

私立の就学前教育保育施設では、独自の特色ある教育を行っている施設があります。それに対し、市立就学前教育保育施設は一定の質が確保された教育保育を推進することに加え、子どもたちを取り巻く環境が変化する中で、その時々々の社会の状況において求められる教育保育に関する研究・実践に取り組むなど、教育保育の水準を示していく必要があります。

##### ② 福祉的役割

保護者の経済的な負担を極力減らしつつ、さまざまな困難を抱える家庭や障がい、アレルギー等、特別な支援が必要な児童を受け入れるなど、先導的な役割を果たす必要があります。

##### ③ 施設間連携

それぞれの施設と各学校との円滑な接続や地域との連携を図るため、就学前教育保育施設及び地域型保育事業所、その他の認可外施設間のコーディネーターとしての役割を担う必要があります。

上記3つの役割は、「2. 拠点施設が担うべき機能」の3つの機能とほぼ同じ内容となっています。

① 「教育的役割」 ≡ 「シェアリング機能」

② 「福祉的役割」 ≡ 「セーフティネット機能」

③ 「施設間連携」 ≡ 「コーディネート機能」

以上のことを踏まえると、

- ・認定こども園は幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設であり、特に「拠点施設が担うべき機能」が「市立就学前教育保育施設の果たすべき役割」と同様の内容となっていること。
- ・支援が必要な子どもを市立園所で多く受け入れており、これまで培ってきた経験やノウハウなどを有していること。

などから、川西市子ども・若者未来計画に記載のとおり、「市立認定こども園」を拠点施設として位置づけることとします。

ただし、将来的に、私立園所が拠点施設としての機能を担う必要性が生じたときには、拠点施設のあり方について丁寧に検討を行うこととします。

## 4. 拠点施設を軸とした取組体制

### (1) 取組体制

本市は南北に長い地形であり、拠点施設が担う3つの機能を効果的かつ効率的に発揮するために、市域を南部・中部・北部の3つのエリアに分けることとします。拠点施設は各エリアの市立認定こども園が担い、市教育委員会に統括的・調整的機能を置いて、全体の平準化を図る役割を担っていきます。なお、エリア分けについては別紙エリアごとの拠点施設配置図のとおりとします。

さらに、小・中学校との接続や支援が必要な子どもの教育保育については、私立園所と連携して取り組みを進める上で重要な要素となるため、各エリアに設置する拠点施設が中心となり、私立園所と顔が見える関係性を築けるような体制を構築していきます。

また、「準備段階 → 初期段階 → 展開段階」と段階を経て、計画的に取り組みを進めることとし、具体的な取り組み内容については、準備段階において市教育委員会が主導しつつ公私園所の参画のもと検討を行い、取り組みプランを作成していきます。

なお、拠点施設間において定期的に情報共有する機会を設けるなど、複数設置することの利点を活かしつつ、拠点施設間で取り組みに大きな違いが生じることなどが無いよう仕組みを検討します。

### (2) 人材の配置及び育成

拠点施設と市教育委員会が連携を図り、公私園所と密接に関わりを持ちながら取り組みを進めるために、人員配置や体制について十分に配慮します。具体的には、質の高い教育保育を実践しながら、拠点施設が担うべき機能を果たしていくために、原則として、各拠点施設に専任の「乳幼児教育保育アドバイザー」を配置します。各拠点施設の乳幼児教育保育アドバイザーには、豊富な教育保育の経験を有する市の保育教諭等を配置するなど、職員自身の希望やキャリアパスを視野に入れ、人材の活用に繋げていきます。

乳幼児教育保育アドバイザーがその役割を十分に果たすためには、アドバイザーとしての資質、能力を高め、安心して専門性を発揮できる環境を整備することが重要であるため、乳幼児教育保育アドバイザーには、教育保育に関する専門性だけでなく、施設種別ごとの運営や特徴を知り、各施設の多様なニーズに対応し、調整する力が求められます。

そのため、乳幼児教育保育アドバイザーとして実践を積み重ね、経験値を高めていくために、乳幼児教育保育アドバイザーを対象とする研修等の実施やアドバイザー同士が学び合える仕組みづくりを進めます。また、必要に応じてスーパービジョンを受ける機会を設けることなど、アドバイザーを支える体制について検討を行います。そして、拠点施設の果たすべき具体的な役割とあわせて、乳幼児教育保育アドバイザーが担う業務について検討を進め、その内容を明確にしていきます。

また、市教育委員会が担う役割は多岐にわたり、かつ重要なものであるため、原則として、幼保小

接続を担い、拠点施設間の連携や調整、教育保育の質向上を担当する「指導主事」等を配置します。

さらに、保育教諭の専門性、経験、意欲など保育者のあり方が教育保育の質の向上に大きく影響するため、ベテランの保育教諭を核として丁寧に職員を育成していく環境づくりをより一層進めていきます。保育教諭や乳幼児教育保育アドバイザー等については、将来的な見通しを立てたうえで、計画的に職員を育成するとともに、市立認定こども園が拠点として役割を継続的に果たすためには、保育教諭の世代別のバランスが重要であることから計画的な職員採用を行うなど、適切な人材の配置と育成に努めていきます。

### (3) 市教育委員会及び拠点施設が取り組む具体的な内容と体制

#### ア. 市教育委員会

拠点施設をはじめ市全体の統括的・調整的な役割を担い、特別支援教育、栄養管理、保健医療、危機管理等の専門的なテーマは、市教育委員会等の各部署に配属されている専門職等と十分な連携を図っていくこととします。

また、実効性のある取り組みを進めるため、「準備段階」においては、市教育委員会が主導的な役割を担いつつ、拠点施設や公私園所、その他関係機関と連携を図りながら進めていくこととします。特に、本市がめざすビジョンや基底となるカリキュラムの策定については、市教育委員会が主導的な役割を果たしつつ、公私園所はもとより、学識経験者、保護者などが参画する策定委員会を設置するなど、さまざまな主体の参画による取り組みを検討します。

加えて、それぞれの施設で取り組んでいる幼児教育保育の質の向上に向けた優れた取り組みを、他の各施設で共有する仕組みや、拠点施設の実践を評価する仕組みの構築についても併せて検討していきます。

さらに、教育保育の質の向上に向けた取り組みについては、拠点施設と連携しながら、保護者や地域、市民に広く知らせることで、教育保育に多様な主体の参画を促していきます。

#### イ. 拠点施設

「初期段階」においては、各拠点施設の乳幼児教育保育アドバイザーが中心となり、巡回訪問や公開保育、合同研修、研究発表などの実施を通して、拠点施設が果たすべき3つの機能（シェアリング機能・セーフティネット機能・コーディネート機能）を担うこととします。

乳幼児教育保育アドバイザーは市教育委員会の指導主事等と連携を密にしながら、国や市の方針を各エリアでシェアするとともに、各エリアの公私園所の取り組みや実践を市教育委員会と共有するなど、双方向の関わりにより教育保育の質を高めていくこととします。

また、拠点施設には、相談や研修の場所、乳幼児教育保育に関する図書等を備えたコーナーを設置するなど、環境面の整備も併せて検討を進めていきます。

〈各段階に応じた取組内容〉 ※年度は予定

① 準備段階（令和 7～8 年度）

拠点施設が担うべき 3 つの機能の共通理解、取組みの実施に向けて、市教育委員会と拠点施設等が中心となり、取組みプランを整理し、見える化する。

② 初期段階（令和 9 年度～）

拠点施設が果たすべき 3 つの機能を、各エリアに位置づけた複数の市立認定こども園が担い、エリア内の各施設と連携を図りながら取組みを進める。

③ 展開段階

拠点施設を軸とした教育保育の質の向上に向けた体制が着実に機能している。  
必要に応じて取組状況にあわせた拠点施設の見直しを行う。

なお、準備段階では次の内容について実施及び検討していきます。

（公私の連携）

○公私園所のニーズや困り事の把握

○準備段階のプロセスに公私園所が参画し、連携・協調しながら関係構築

（組織内連携）

○障がい児福祉施策・施設の取組みなど既存資源の整理

○福祉、保健医療、子ども・子育て、教育等の横断的連携の再確認

（ビジョンの研究など）

○全市でめざすビジョン、カリキュラム等の策定に向けた策定委員会の設置、調査研究

○研修体系の整理

○保護者や地域の参画の検討

（４）拠点施設の配置

拠点施設の配置にあたっては、小・中学校との接続や連携等を考慮した上で、市域を南部・中部・北部の 3 つのエリアに分け、施設数の多い南部エリアと中部エリアについては複数を配置します。

複数配置をする南部エリアと中部エリアについては、市教育委員会等との窓口的な役割を行う基幹園を設定することで、効率的・効果的な運用を図っていきます。

令和 10 年度に開設をめざしている久代幼稚園と川西南保育所を一体化する認定こども園については、南部エリアにはすでに加茂こども園と川西こども園があるため、拠点施設として位置づけないこととします。

〈各エリアの拠点施設〉

南部	加茂こども園（基幹園）、川西こども園	（施設数：19）
中部	川西北こども園、(仮称)多田こども園【令和 10 年度開設予定】	（施設数：24）
北部	牧の台みどりこども園	（施設数：12）

※施設数…保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、地域保育園、企業主導型保育事業所

南部エリアについては、エリア内に 2 つの拠点施設があることから、加茂こども園を基幹園として設定し、拠点施設間での役割分担などについて、準備段階で整理・検討を行います。

中部エリアについては、令和10年度に開設予定の（仮称）多田こども園の運営が安定するまでの間は、川西北こども園が拠点施設としての役割を担うこととし、その後は（仮称）多田こども園を基幹園として設定し、2施設で拠点施設の機能を担うこととします。

北部エリアについては、施設数は12であるものの、エリアが広いため、中部エリアと連携協力するなど必要に応じて取り組みを工夫・検討する必要があります。

拠点施設を軸とした取組体制が着実に機能している「展開段階」においては、取組状況に合わせ、必要に応じて拠点施設や職員配置の見直しを検討します。

## 5. 拠点施設とならない認定こども園のあり方

市全体の教育保育の質の向上を図っていくためには、私立・市立の隔たりなく、すべての就学前教育保育施設を対象とした取り組みが大切であり、市立認定こども園が市教育委員会と連携を図りつつ、拠点施設としての役割を果たしていく必要があります。

そのためには、乳幼児教育保育アドバイザーの配置をはじめとした人的配置の拡充など、拠点施設としての機能強化を図り、市全体の教育保育の質の向上に向けた実効性のある取り組みを進めていかなければなりません。

また、今後も待機児童のゼロの継続はもとより、入所保留児童の解消もめざすためには、就学前教育保育施設を拡充し、定員を増やすことが必要です。しかし、質の向上ならびに定員の拡充を両立させるためには、多額の費用が必要です。財源確保は教育保育の質の向上を議論する上で欠かすことの出来ない重要な観点です。質と量の両立に向けては、私立・市立が互いに役割を担いながら連携して進める必要があります。

今後、市立施設は拠点施設を中心とした教育保育の質の向上に向けた取り組みを進めることとし、市立施設において長年培ってきた経験とノウハウを市全体の教育保育の質向上につなげていきます。

一方、保育サービスの拡充については、民間による整備・運営を基本的な方針とし、これまで取り組みを進めてきたことから、今後、拠点施設とならない認定こども園については、民間法人による整備・運営を進めていきます。

なお、公私の役割分担により生み出される財源については、拠点施設の機能強化や子ども・子育て支援施策、子育てサービスの充実などに投資することで、子どもたちの幸せにつながる施策を展開していきます。

## 6. 市立幼稚園・市立保育所の一体化方針

子ども・若者未来計画において、久代幼稚園と川西南保育所、多田幼稚園と多田保育所については一体化し、幼保連携型認定こども園とすることにしています。

この具体化に向け、久代幼稚園と川西南保育所を一体化した（仮称）川西久代南こども園と多田幼稚園と多田保育所を一体化した（仮称）多田こども園について、以下のとおり一体化方針を定めることとします。

幼稚園・保育所の一体化を実施するにあたり、拠点施設を中心に市立施設・私立施設が相互に連携を深めるとともに、より一層、教育保育の質向上に向けた取り組みを進めていきます。

### (1) 整備場所等

施設については、久代幼稚園・川西南保育所、多田幼稚園・多田保育所のいずれの園所も老朽化していることから、既存施設の活用は行わず、新設することとします。

整備場所については、周辺交通などの安全性、教育保育環境、保護者の利便性、在園児への影響などを総合的に勘案して検討します。

○(仮称)川西久代南こども園については、市営久代団地跡地(久代3丁目地内)に新設を検討

○(仮称)多田こども園については、多田保育所(東多田1丁目16-20)の敷地に新設を検討

なお、(仮称)多田こども園については、現施設の建替えのため保育所の仮設園舎が必要となりますが、仮設園舎の設置にあたっては、在園児への影響ができるだけ少なくなるよう、設置場所等の検討を進めていきます。

### (2) 定員

今後、就学前児童人口の減少及び保育所機能のニーズの増加傾向が続くことが予想されることから、1号認定は現在の幼稚園入園児童数より少なめに設定することとし、2号・3号認定については、現行の保育所の定員を基本として検討します。ただし、最終的な定員設定については、令和6年度、令和7年度の待機児童数などを勘案しながら、決定することとします。

### (3) 整備・運営主体

(仮称)川西久代南こども園の整備・運営については、民間法人による整備・運営とします。

(仮称)多田こども園の整備・運営については、市が整備・運営し、中部の拠点施設とします。

### (4) 開設時期

(仮称)川西久代南こども園、(仮称)多田こども園ともに、令和10年度からの開設を目指し、事業を進めていきます。



◆エリア（南部・中部・北部）ごとの拠点施設配置図

